

# 斎場「こぶし苑」利用者の方へ

## 提出書類

斎場「こぶし苑」に到着されましたら、係員に次の書類を必ずお渡してください。

- ①死体埋火葬許可書 ②斎場使用許可書

## 注意事項

1. 宮形霊柩車での出入りはできません。
2. 霊柩車の運転手及び斎場職員への心付けは、固くお断りします。
3. 棺の中にドライアイス、ビン類、缶類、めがね等が混入しますと遺骨や炉内を破損する原因となりますので、入れないでください。

※裏面を参照。

4. 決められた出棺時間は、必ずお守りください。
5. 収骨(骨揚)時間までには必ず「こぶし苑」に到着してください。
6. 火葬開始から収骨(骨揚)まで、約2時間かかります。
7. 施設内へ危険物、動物等の持ち込みはお断りします。ただし、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬など)は、同伴いただけます。

## 休憩室等のご案内

1. 収骨(骨揚)まで待たれる葬家は、ロビーのほか休憩室(和室 15 畳)をご利用ください。
2. 休憩室は、1葬家1室(15名程度収容可能)に限り利用できます。
3. 湯茶は無料ですが、セルフサービスになっています。
4. 弁当の持込みはできますが、アルコール類の持込み、飲酒はできません。
5. 使用後のゴミは、各自で必ずお持ち帰りください。
6. 建物内は全館禁煙です。所定の喫煙場所をお願いします。

## 市町窓口連絡先

|      |             |              |
|------|-------------|--------------|
| たつの市 | 新宮総合支所市民福祉課 | 0791-75-0253 |
| 上郡町  | 上郡町役場住民課    | 0791-52-1115 |
| 佐用町  | 佐用町役場住民課    | 0790-82-0660 |

# 副葬品の自粛にご協力ください。

故人の愛用品や思い出の品など副葬品（火葬にはあまり影響のないと思われる品物も含む。）を棺の中に納められますと、遺骨に付着し損傷を与えるほか収骨（骨揚）時間を遅らせる原因となる恐れがあります。また、ダイオキシンなど有害物質の発生や火葬炉の故障の原因ともなります。

このため、副葬品の制限をしています。ご遺族のお気持ちは察しますが、できるだけ次のような副葬品を棺の中へ納められないよう、ご理解・ご協力をお願いします。

## 副葬品の制限品目

| 制限品目                                                                                                                                               | 考えられる障害                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <b>プラスチック製品、化学繊維製品</b><br><br>(例) ゴルフクラブ、テニスラケット、釣竿、義手義足、おもちゃ、人形など | 急激な燃焼による温度上昇<br>酸素不足による不完全燃焼<br>集塵装置の不具合<br>火葬時間の延長<br>焼骨の損傷 |
| <b>ガラス製品 貴金属類</b><br><br>(例) びん類、めがね、宝石、硬貨、プラチナ、アルミニウムなど        | 焼骨、台車への焼き付き<br>炉内での爆発（密閉の場合）<br>貴金属の消失に伴う誤解の発生               |
| <b>燃えにくいもの</b><br><br>(例) 厚い書籍、ドライアイス、衣類、寝具、果物など                | 火葬時間の延長<br>酸素不足による不完全燃焼                                      |
| <b>危険物</b><br><br>(例) スプレー、ガスライター、電池など                          | 炉内での爆発                                                       |

故人が**心臓ペースメーカー**などを装着されている場合は、火葬受付時にお申し出ください。火葬中突然爆発し、遺体の損傷、火葬炉の破損、職員の負傷などを引き起こす原因となりますので、このような体内に装置されている機器がある場合は、その旨をお知らせください。